



01 令和3年分所得税の確定申告、 令和4年度市・県民税申告相談は予約制です



市HP

所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

- 事業所得・不動産所得などがあった方
 - ・各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超えた方 など
- 主な収入が給与の方
 - ・給与収入が2,000万円を超えた方
 - ・給与を1カ所から受け、給与所得と退職所得以外の各種所得合計が20万円を超えた方
 - ・給与を2カ所以上から受け、年末調整をされなかった給与収入と、給与所得・退職所得以外の各種所得金額の合計が20万円を超えた方 など
- 主な収入が年金の方
 - ・公的年金などの収入金額が400万円を超えた方
 - ・公的年金など以外の所得が20万円を超えた方 など

※申告不要の方でも、申告することで給与などから源泉徴収された税金や予定納税した税金が還付されることがあります

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方
- ・各種控除を受ける方 など

市・県民税の申告が必要な方

- 令和4年1月1日現在、市内在住で確定申告をしない、次のいずれかに該当する方
 - ・給与・公的年金などの源泉徴収票に記載されていない各種控除を追加する方
 - ・給与所得や公的年金などに係る雑所得以外の所得（事業所得・不動産所得など）があった方
 - ・収入が遺族年金・障害年金・傷病手当金などの非課税所得のみであった方
 - ・収入がなく、次のいずれかに該当する方

他の親族の税金上の扶養になっていない方/国民健康保険の加入世帯の方/所得証明書などの発行を希望される方 など



予約期間 【インターネット】令和4年1月11日(火)～3月14日(月) 24時間受付

【電話】①確定申告(還付申告)、③市・県民税申告 令和4年1月17日(月)～3月14日(月)

②確定申告 令和4年1月24日(月)～3月14日(月) 平日午前9時～午後5時受付

予約方法 予約期間に市HPトップにある回転バナーから、または電話にて

※予約手続きのために税務課窓口にお越しいただくことはお控えください

①確定申告書作成相談(還付申告)

【日時】令和4年2月1日(火)～2月15日(火) 午前9時～正午、午後1時～4時30分(土・日曜日・祝日を除く)

【場所】田原市役所南庁舎6階 【対象】給与・年金以外の所得が無く、還付申告をする方

②確定申告書作成相談

【日時】令和4年2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～正午、午後1時～4時30分(土・日曜日・祝日を除く)

【場所】田原市役所大会議室、渥美文化会館(旧中央公民館)、赤羽根市民センター

※赤羽根市民センターは2月28日(月)まで

※税理士による無料相談を、田原市役所大会議室で、3月3日(木)まで行います

③市・県民税申告書作成相談(※上記①、②の開催期間に同時開催)

市の会場で受付できない申告(※豊橋税務署で申告してください)

青色申告	相続税の申告	準確定申告(亡くなった方の申告)	国外に居住している親族を扶養親族とする申告
過年分申告	太陽光発電に関する申告	住宅借入金等特別控除(初年度)等の適用を受ける申告	申告分離課税の上場株式等の配当所得の申告
消費税の申告	先物取引に関する申告	土地・建物・株式等の譲渡所得の申告(収用、利用集積を除く)	暗号資産(仮想通貨)に関する申告
贈与税の申告	雑損控除の適用を受ける申告		

▶税務課 ☎23-3509